

厚狭郡埴生浦における魚糶場と仕入

（長門国瀬戸内海沿岸地域における魚市場の一形態）

木部 和昭

一、はじめに

近世漁業の再生産構造を支える重要な要素と考えられるのが「仕入（仕込）」と「魚市場」である。「仕入」とは、漁民に対する必要経費・諸物資の前貸しを指す。農閑余業的な漁業は別として、本格的な漁業は漁船・漁網・漁具・飯米などを必要とするが、近世期の直接生産者たる漁民は、その全てを自弁できない場合が多かった。また、こうした漁民にとって、漁業につきものの漁閑期や不漁期の生活をどの様に維持するかも大きな課題であった。このため、地域によって程度の差はあるものの、多くの漁村で「仕入」への依存が見られた^①。一方で漁業は、その性格上、自給自足は不可能で、漁獲物の換金を必然としたから、その場としての「魚市場」の存在も不可欠であった。

この仕入と魚市場という二つの要素を軸にして、近世期の漁業編成を担っていたのが「問屋仕入（仕込）制度」であり、その典型的形態の一つが、長門国日本海沿岸地域の浦方に広範に存在していた「引船制度」である^②。引船制度とは、漁村内の引船問屋あるいは

魚糶問屋と呼ばれる問屋が、「仕入」を通じて引船・引子と呼ばれる漁民を支配・扶助する制度である。問屋は「仕入」の見返りとして「魚市場」を掌握し、漁獲物を独占的に買い取ったり、特定の「魚市場・魚糶場」を通じた漁獲物売却を義務づけたりすることで、前貸し資金の回収とともに利潤を得ていた^③。

一方、日本海沿岸に広く確認できる引船制度は、同じ萩藩に属する長門・周防両国の瀬戸内海沿岸地域では一切検出されていない。しかしながら、瀬戸内地域では「商主」という問屋資本の存在も知られており^④、仕入と魚市場を通じた漁業編成は同様に存在していた。ただ、瀬戸内地域では、漁獲物売却に対する問屋との関係が比較的緩やかであったともいわれ^⑤、漁民の仕入に対する依存度や、魚市場に対する自由度が日本海地域と異なっていたと思われる。このことは、瀬戸内海地域に、日本海地域の引船制度とは異なる漁業編成の地域類型が存在した事を示している。また、一般に萩藩領では、瀬戸内海地域は日本海地域に比して商品経済の発展の度合いが高かったと位置づけられるが、これもまた漁業編成の在り方に影響

を及ぼす一因であつたらう。

では、瀬戸内海地域を特徴付ける漁業編成の在り方、あるいは仕入と魚市場の在り方はどの様なものだったのだろうか。実はこの点に関しては未解明の部分が多く、日本海地域に比して研究の蓄積に乏しいのが現状である。そこで本稿は、瀬戸内海地域における漁業編成の特徴を明らかにする手はじめとして、長門国厚狭郡埴生浦（現・山陽小野田市埴生）の事例を取り上げ、この海域の漁村における仕入と魚市場の実態を明らかにしてみたい。

二、近世期の埴生浦と漁業実態

埴生浦は、長門国厚狭郡の南西部に位置し、瀬戸内海に面した漁村である。近世期には、萩藩領吉田宰判に属し、漁村・湊である埴生浦は、埴生村の一部を占めていた。埴生村は、「地方」と「町方」から成るが、これは農村と町人地という区分ではなく、あくまでも地区名である。このうち海岸部に位置する埴生村町方の名称は、中世まで山陽道の宿場町であつた事に由来している。慶長検地（一六〇七〜一一年実施）では、埴生庄に「市屋敷」一〇〇ヶ所・一町五反九畝一〇歩・高四九石一斗一升五合の記載が見える^⑦が、これが宿場町であつた名残であろう。しかし、近世期の山陽道は厚狭宿から内陸部の吉田を経由して下関に通じるようになり、埴生を通過する街道は脇街道となつてしまった。この結果、埴生村町方は、宿場町としての名残をとどめながらも、次第に漁村・湊としての性格

を強めていく事になる。この結果、続く寛永検地（一六二五〜二六年）の坪付帳では、埴生村の市屋敷は姿を消し、代わつて「浦屋敷」九八ヶ所・一町七反五歩・高四四石七斗五升が記載され、別に「浦浮役石」六四石五斗が設定されることになつた^⑧。藩はこの寛永検地を契機に、埴生村町方を「浦」として位置付けることになつたのである。埴生浦の「浦石」は、その後の貞享検地（一六八六〜一七〇七年）で四一石四斗となり^⑨、それが宝暦検地（一七六一〜一七四四年）でも踏襲されて幕末に至る。浦石に基づく浦立銀（漁業に対する本年貢）は四一四匁であつた。なお、貞享検地以降の浦石は、実質的には漁場海面に設定された「海上石」に相当すると考えられ、別に浦屋敷石が存在したはずだが、その詳細は畠地に組み込まれており不明である。

享保十三年（一七二八）の「埴生村石高境目書」^⑩によれば、埴生浦には三枚帆船一〇艘、猟船三三艘があり、おおよその漁業規模がうかがえる。三枚帆船は、後年の史料から見て上荷船の様な近距離輸送もしくは荷役に従事する小型船と考えられ、後背地諸村に対する物資の積出・積入港としての性格を持っていた事を示している。

時代は下つて天保十二年（一八四一）の「防長風土注進案」・埴生浦^⑪によれば、同浦に所属する船は、八〇石積廻船一艘、上荷船三七艘、漁船六六艘となつている。享保期に比して、小型ながらも廻船が出現し、上荷船の数も三倍に増加するなど、海運業の発展

がうかがえるが、これは萩藩全般的な趨勢であった。むしろ注目すべきは、この百年余りの間に漁船が倍増している点であり、この間の着実な漁業発展がうかがえる。

この他、「注進案」から埴生浦の漁業趨勢に関する記述を拾うと以下の通りである。

まず、漁場については、東隣の浦である吉田宰判末益村梶浦との境が津布田村三ツ石まで、西境は長府藩領境（木屋川河口辺か）までと、海上傍示が定まっていた⁽¹²⁾。吉田宰判には埴生浦と梶浦の二つしか浦方は存在せず、海岸部に位置する津布田・松屋・宇津井の三ヶ村は、地付の干潟漁の権利は有するものの、沖合の漁業権は無かった。

次に漁民の家数であるが、地方・町方・福田村を合わせた埴生村の家数は四五二軒、その内、「漁人・日雇持共」が一四八軒を占めている。日雇持（日用雇）は浦方以外の者も含む可能性があり、正確な漁民軒数はわからない。ただ、この記載の仕方から見て、漁業をしながら日雇稼ぎも行うような者が少なくなかったと思われる。また、埴生町方の風俗に関しては、「此地は浦方にて漁人半を過ぐ、残りは商家・日雇・山越之類も多く、船へ乗もあり、舸子を働くも有りて其品一ツならず、或は農商相半するもありて、農業のミハ少く御座候」とあり、漁業が中心ながらも、雑多な生業が存在していたことがうかがえる。

漁業生産額に関しては、「埴生浦漁船六六艘より諸漁取揚高」と

して年平均およそ銀二六貫四〇〇匁を計上している。米・雑穀を除く埴生村全体の諸産物売払高が銀四一貫一四二匁とあるから、埴生村の銀収入の約三分の二を漁業が占めていたことになる。この漁高から見れば、浦に対する本年貢であった浦立銀四一四匁は、さほど重い負担ではなかった様に感じられる。この他、漁業関係の物産として、馬刀貝^{まて}二〇石・代銀四〇〇匁、蛤三〇石・代銀六〇〇匁、鉢蟹八〇〇枚・代銀一〇〇目も計上されている。埴生浦の前海は遠浅であったから、そこで行われた干潟漁によるものである。これを合算すると、埴生浦の漁獲高は銀二七貫五〇〇匁くらいの規模になる。埴生浦の漁業の実態を示す近世期の原史料はほとんど残っていないが、明治二十六年（一八九三）の「旧藩漁業制度取調書」には、文化十一年（一八一四）の埴生浦漁民中の「春定⁽¹³⁾」なる史料が掲げられており⁽¹⁴⁾、その漁業実態を垣間見る事ができる。

一 漁業取締二関スル事項

旧藩時取締方法ハ、毎年正月十六日春定ト称シ、漁業者ヲ限リ集会シテ、浦惣代若干ヲ撰ヒ、取締及施行方ヲ委託セリ、其案ハ左ノ如キ約束ヲ為シ来レリ、尤モ毎年多少取捨スル点アリト雖モ、其一例ヲ掲載ス

春定

一 引網・投網漁ハ西ハ大洲ヨリ東ハ真崎ト相定メ候事

但シ、投網・引網漁ハ正月十六日ヨリ七月廿三日迄ハ右

ノ境外タリトモ漁業相成不申、尤モ網漁ハ土用入二十日

先キヲ過テ漁業ヲ差免スト雖モ、藻ノ内ハ七月廿三日マ
デ魚類養育ノ為メ漁業致ス間敷、立テ網漁ハ此限りニ無
之候事

一 烏賊柴漬ハ土用ノ入ヲ定日ト致シ候、尤モ柴数ハ船一艘二
付四十ト相定候事

一 烏賊柴昼後引・昼後仕直シ等ハ相成不申候事

一 鵜縄ハ九月朔日ヨリ相始可申候事

一 投網漁ハ定日間ノ外漁業相成不申共、釣上ゲナシノ網ハ勝
手ニ可致候事

一 漁人拾四五艘ハ甚タ難渋ノモノニ付、申合ノ上、境外丈ケ
ハ正月十六日ヨリ正月末迄ハ漁業ヲ差免可申候事

一 四月午ノ日ヲ限り何漁ニテモ漁ヲナスコトヲ得ズ、若シ当
日漁ヲナシタルモノハ、翌日ヨリ七日間漁業ヲ差止メ可申

候事

右ノ条々堅ク相守可申、若シ相背キ候得ハ惣代申合ノ上浦年
寄りニ申出、漁業七日間差止メ可申約束ニ有之候事

文化十一戊正月十六日 浦惣代

浦年寄

殖生浦では毎年正月十六日に漁業者が集会して浦惣代を選出し、
浦役人である浦年寄と共に「春定」と称するその年の漁業に関する
取り決めに策定していた。文化十一年の「春定」を見ると、漁期に
関する取り決めがその中心であった。漁ごとに細かな漁期が定めら

れているのは、第一条の但書きに見える「魚類養育ノ為」、すなわ
ち乱獲を防止して漁業資源を保全するのが目的であったと思われ
る。特に重視されているのが「藻ノ内」だが、これは殖生浦沖合の
藻場を指すと推定される。ちなみに東隣の梶浦では、沖合一里半の
外を入会漁場、それ以内の「藻付」と呼ばれる海域を根付の専用網
代としており¹⁵、この海域では藻場が重要な漁場であったようだ。

漁法としては、引網・投網・立網・烏賊柴漬・鵜縄が見える。鵜
縄は鵜飼漁とは考えにくいので、浅海で行う鵜縄網漁を指すと思わ
れる。漁船単位で操業する漁が多いから、釣漁や延縄漁も行われて
いた可能性もあるが、定かではない。また、殖生浦漁人の中には経
済的に困窮している者が居り、彼らの漁船一四、五艘に関しては、
その救済のため、境外（おそらく藻ノ内という専用漁場の外）とい
う限定はあったが、漁期外の操業を認めている。こうした小漁民の
生活維持に配慮する点といい、水産資源涵養のための漁期制限とい
い、概してこの春定は、浦の共同体規制が機能している様子を示す
ものである。

なお、殖生浦の漁業に関する補足として、隣浦の末益村梶浦の漁
業についても言及しておく。寛保二年（一七四二）の「末益村由来
書¹⁶」には、梶浦の漁業の様子について「年中猟之事、春二月よ
り五月迄鱒・鯛・いか猟仕候事、尤うわし^鰯・儀ハ六七ヶ年已来地
引小あみ仕候事、六七月之間少宛小猟仕候事、八月末より十月迄あ
み猟仕候事、十一月より正月迄少も猟無御座候事」とある。梶浦は

浦石三石と、浦の規模としては埴生浦の十分の一にも満たないが、天保期の漁船数は四九艘に及び⁽¹⁷⁾、地理的環境もほぼ埴生浦と同じであるから、漁業の態様も似通ったものであったと推測される。

ここで注目したいのが、梶浦の漁期で、十一月から正月までが漁閑期となっている点である。先の埴生浦の「春定」は漁ごとの取り決めが複雑でわかりにくいのだが、おそらく埴生浦も冬季は漁閑期であったと思われる。それを裏付けるのが、嘉永六年（一八五三）十二月に吉田宰判厚狭市が出願した魚問屋株新設に関する願書⁽¹⁸⁾である。山陽道の宿場町である厚狭市は、公儀役人等の通行の際に必要な魚を確保するため、魚問屋株の新設を藩に申請したのである。こうした出願の背景には、近在の浦である埴生・梶両浦の漁業形態が関わっていた。すなわち、厚狭市は通常は埴生・梶両浦から魚類を仕入れていたのだが、この両浦は「夏漁之場所二而、春彼岸より秋彼岸迄漁仕、其余冬海二相成候而者漁一切無御座」という状態だったので、冬場の魚類の確保に苦勞していた。このため、従来は「西北之浦々（下関及び豊浦郡諸浦と推定）」から持ち込まれる魚類に依存せざるをえなかったが、その流通は円滑を欠いていた。そこで、十一月から二月彼岸までの間、西浦の魚のみを取り扱う魚問屋を厚狭市に設置したいと願い出たのである。この出願に対し、藩は利害関係のある埴生浦・梶浦への地下尋を指示したが、両浦共に差問ない旨を回答したため、魚問屋設置は翌年正月に免許されている。以上の経緯から見て、幕末期の埴生浦も、冬季が漁閑期であった事は

明らかである。また、その漁獲物の販路の一つが、内陸部の宿駅であった厚狭市であった事もうかがえる。

三、埴生浦の魚糶場

以上のような漁業を営んでいた埴生浦における魚市場はどの様なものだったのだろうか。これに関して注目すべき沙汰が、文政三年（一八一〇）十二月、吉田宰判下代中村権左衛門より交付されている。以下、その全文を掲げる⁽¹⁹⁾。

埴生浦魚せり場之儀ハ、先年より年限を以受負入札被仰付、落札辻銀高之内を以浦手江助銀被立下、無利米貸付等をも被仰付、漁人中取得魚鳥不残せり場江持込、売払口銭相備可申儀勿論之事二候処、近年猥二相成、漁人共我儘を構、中買之者猶地下人共遣料肴売得之者江直売仕、余分売捌候而も誠二申分而已二口銭纒宛請負之者江差出類茂有之様相聞、甚以不心得之事二候、右様之趣故共歎、前方と違追々落札之銀高も減候様相成、第一御公損二至り、且右落札辻銀高相減候付而ハ浦手江被立下候助銀をも減少被仰付、於浦方も迷惑事二候、依之已来之儀ハ何程纒之儀二ても、漁人共取得候分魚鳥不残せり場江持込売捌候様申付候、若不心得之者有之、中買之者直買仕族も有之候ハ、請負人見当次第押取可申、猶於趣ハ詮儀之上屹と咎可申付候、此段漁人中江手堅可申聞候、若又直買仕者を受負人見当候而も押取候儀於令宥免ハ是又詮儀之上依品逐吟味候条、此段庄屋・

年寄・畔頭其外浦手惣代之者より不絶申聞せ、猥之儀無之様二可遂心遣候、尚不時二手子之者をも差廻候事

右去ル子年令沙汰置候通心得違無之様、猶又手堅可有沙汰候、已上

辰十二月
大庄屋
伯野善三郎殿

吉田幸平代
中村権左衛門

魚糶場が創設された「先年」が、史料に見える「去ル子年」すなわち文化十三年（一八一六）を指すのか、それ以前なのかは不明である。ただ、埴生浦では文化十二年四月に波戸場築造を計画し、その経費を捻出するべく、「木綿入札会」という富くじの一種を興行する事を藩に出願している²⁰。これに対し藩が免許を与えたかどうかは今のところ不明だが、もし却下されたとする、その代替措置としてこの魚糶場取立てが認可され、後述する「助銀」が波戸場築造経費に充当された事も考えられる。そうであるならば、文化十三年が魚糶場創設年であったと見ても辻褄が合うが、今のところ推測の域を出ない。

埴生浦では魚糶場は、少なくとも文化十三年以前に設置が免許され、年限を定めて請負人を入札によって選定する事になっていた。入札による選定とは、最も高額の運上銀上納を請け負った者に、一定期間、魚糶場の経営を委託する方式である。全漁民は、この公許された魚糶場での漁獲物の売却を義務づけられ、魚糶場請負人に選定された商人は、仲買人などから魚代金を回収して漁民に支払う一

方、魚売上代金の一定額を口銭として徴収し、そこから運上銀を公納したのである。豊漁の際は口銭額も増加するので、魚糶場請負人の利益も増大するが、不漁になると口銭額が運上銀額に引足らない場合も生じるから、リスクは少なくなかった。

この様な形で魚糶場もしくは魚問屋株を藩に公許してもらう事例は、浦方困窮に対する仕組の一環である場合が多く、埴生浦の場合もこれに該当したかも知れない。また、先述したような港湾修築経費捻出を目的とした可能性も否定できない。いずれにせよ、従来の個別的な漁獲物売却を止め、わざわざ運上銀上納の義務を負ってまで魚糶場の公許を願うのは、漁獲物流通の効率を高める目的以外に、浦方経済への寄与が期待されていたからである。埴生浦の魚糶場の例でいえば、運上銀額の一部が浦方へ「助銀」として交付されるという取り決めがこれに該当する。こうした助銀は、浦方困窮の際には仕組の原資となり、平時には港湾修築などの浦方振興経費に充てられたのである。

また、埴生浦の請負人が、漁民に対する「無利米貸付」を義務づけられている点は特に注目すべきである。これはまさに「仕入」と同じ性格を持つものである。先に見たように、埴生浦は冬季が漁閑期であり、この間の生計維持は大きな課題であったが、そこに貸与される米穀は、日本海沿岸漁村で多く見られた「越年米」という仕入とはほぼ同じと考えられる。また、この貸米が無利子であったという点は、日本海地域の引船制度の仕入が基本的に無利子で行われて

いた事と共通する性格を持っている。なお、この貸米は、糶場における魚代から清算されたと推定される。

こうした殖生浦における魚糶場と漁民の関係は、日本海地域の「引船制度」に原理的にはよく似ている。しかし、引船制度と殖生浦の魚糶場では大きな違いが存在した。引船制度では、問屋と漁民の関係が世襲的・支配的な強固なものであり、仕入も漁船・漁具・釣餌から飯米に至る必要物資全般に及んでいた。これに対し、殖生浦の魚糶場の場合は、漁民と請負人の関係が必ずしも強いものでない。請負人と漁民の関係は、あくまでも数年間の「契約」に過ぎず、仕入も限定的なものであったから、請負人は漁民に対して強い支配力・強制力を持っていなかった。その結果、この沙汰書に見えるような、魚糶場を通さない漁獲物の魚仲買人・地下人への直売が横行するのであり、請負人にそれを止める力がない故に、代官所の強制力に頼らざるを得なかったのである。この沙汰書は、仕入と魚市場が浦方の漁業編成にとって一定の役割を有するものの、問屋資本と漁民が相対的な関係にあり、漁民が仕入・魚市場からある程度自立しているという、瀬戸内海地域の漁村の特徴を示している。

次に掲げるのは、安政六年（一八五九）の「殖生浦魚糶場請負締書⁽²¹⁾」であり、殖生村の武三郎が魚糶場の請負人となった際の契約書である。

証文

一八丸五貫三百目

但、当未ノ年より来ル亥ノ年迄五ヶ年之間、年々右之辻十二月十五日を限無滞御上納可仕候事

一米五拾俵

但、毎年十二月廿日限、浦方漁人中江貸付之分、是迄行形之通無滞貸付可仕候事

此質物

道田村

田三畝十七歩 高七斗四升七合

(十二筆分、中略)

以上田畠数九反八畝壹歩

高拾五石四合

右武三郎抱之分

(請人太吉抱えの田三反三畝余分、中略)

右殖生浦魚糶場当未ノ年より来ル亥ノ年迄往五ヶ年之間、壹ツ書之辻宛ニして私江年々請負取立上納被仰付難有奉存候、年限中御運上銀御物限少茂無滞御上納可申上候、万一不埒之儀茂御座候ハ、書入之質物被召上、其余及不足候時ハ不依何品御取揚被仰付候而茂十口申分無御座候、為請人太吉・駒太郎兩人相立証文差上置申所如件

安政六未ノ 糶場請負方

三月 武三郎 (印)

畔頭

これによれば、安政六年から五年間、武三郎が殖生浦魚糶場請負方に就任し、年に八十文錢五貫三〇〇目の運上銀上納を請け負っている。「注進案」によれば、天保十二年(一八四一)当時の魚糶場運上銀が銀一貫三六七匁二分五厘であり、八十文錢と銀という貨幣の違いを考慮しても、額が増大しているのは間違いない。ちなみに、明治二・三年(一八六九〜七〇)の二年間、魚糶場請負方となった殖生村町方の要蔵は、一年につき札銀一九貫一五匁の運上銀であり⁽²⁾、さらに増大している。幕末維新期の物価騰貴の影響でもあろうが、基本的には殖生浦漁業が活況を呈していた事が推察できる。さて、武三郎の証文に戻ると、運上銀額に続いて米五十俵(約二十石)が掲げられ、これを浦方魚人中への貸付に引当てる事が明記されている。毎年十二月二十日限りでの貸付とあるから、いわゆる「越年米」に該当する仕入と見てよい。文政三年(一八二〇)に抜け売りによる動揺が確認された殖生浦の魚糶場ではあるが、漁民の越年米仕入に対する需要は依然として存在しており、仕入に対する自立度が高いとはいっても、そこには一定の限界があったと見るべきであろう。

続いて記載される「質物」とは、請け負った運上銀に対する担保物件であり、藩に対する請負の場合は広く確認できる事例である。すなわち、不漁などで契約した運上銀の上納が出来ない場合、この担保に掲げた田畠約一〇反を売却して定額の運上銀上納を履行させ

られたのである。したがって、一定の資産を有する富裕層でなければ、魚糶場請負人となることはできなかった。また、武三郎および請人太吉の提示した質物田畠は、いずれも殖生村内のものであり、武三郎が殖生村内部の人間であった事が分かる。明治初年の請負人である要蔵も殖生村町方の人間であり、殖生浦魚糶場請負人は基本的には殖生村内の者が勤めていたようだ。一応、殖生浦における請負人は、漁民と地縁的な関係を有していたと考えられる⁽²³⁾。

四、明治十九年「魚市場慣行調」に見る殖生浦魚糶場

明治十八年(一八八五)十二月二十六日、山口県は勸西発第七四三号達により「水産ノ繁殖ヲ図ルガ為メ魚市場ノ現行業務及旧慣等」の調査を各郡役所に命じた。この結果、各地の魚市場から提出された調書をまとめたものが明治十九年「魚市場慣行調」⁽²⁴⁾である。この調書は、廢藩から二十年近く経過しているもの、藩政時代の魚市場の旧慣を伝える内容を多く含んでおり、非常に重要な史料である。ここでは、厚狭郡役所が明治十九年三月二十九日に山口県勸業課に提出した殖生浦の「魚市場現行業務及旧慣等御届」を分析して、近世期の状況をうかがう手がかりとしたい。

まず、冒頭の「市場創設年月日及位置変換二係ル諸件」という下問に対し、殖生浦の回答は以下の通りであった。

市場創設ノ年月日ハ不詳ナリト雖トモ、当浦古老ノ説ニ拠レハ、往昔赤間関網屋某当浦魚人ノ捕獲シタル魚類ヲ集メテ糶売ノ方

法ヲ設ケタリ、而シテ市場位置ハ往昔ヨリ殖生村字殖生浦海浜也

殖生浦は近世期に何度かの火災に罹災して浦方史料の伝存に乏しいのだが、ここでも化政期頃に創設されたと思われる魚糶場の記載はなく「不詳」とされている。しかし注目すべきは、「往昔、赤間関の網屋某が、殖生浦漁民の漁獲物を集めて糶売の方法を開始した」とする古老の伝承である。これは、藩の公許による魚糶場請負制度が始まる以前の殖生浦の魚市場の状況を示唆するものである。地理的に赤間関（下関）に近い殖生浦には、古くから下関の商業資本が進出し、漁獲物の集荷を行っていた可能性は十分に考えられる。殖生浦漁民の側からすれば、下関に販路を有することで、浦方内部の特定の問題に依存することなく、比較的自立性の高い漁業経営（下関商人が浦方外部資本ゆえに漁業経営の細部まで拘束されないという意味において）を個々に実現できていたのかも知れない。商品経済の浸透度の高い瀬戸内海地域ならではの状況であろう。しかし、漁船数が増加する一八世紀から一九世紀にかけて、個別分散的あるいは外部資本との関係に依拠した漁獲物売却の在り方には限界が生じるようになり、一方で、不漁などで浦方が困窮するようになった結果、魚糶場請負制度が導入されたと考えられる。

続いて「市場ノ所有主及変換ニ係ル諸件」が問われている。それに対する殖生浦の回答は以下の通りである。

市場所有主無之、旧藩中ハ凡五ヶ年間ヲ一期トシ投票ニテ一ヶ

年上納金高札ヲ以テ營業人ヲ定ムルノ方法ナリ

市場に所有主は存在せず、藩政期中は約五年を一期として上納金高札の者を營業人に定めるといふ制度は、先述した運上銀入札額が多寡で魚糶場請負人を定めるといふ制度に他ならない。明治期に入り税制が変わつた事で、運上銀入札額が多寡で請負人を選定する方式は無くなったが、魚糶場請負の制度自体は殖生浦で存続していた。それを示す史料が、「市場主ト漁人トノ間売買ノ契約若クハ申合せノ諸件」といふ設問に対する回答として掲げられている「定約証書」である。これは、明治十七年（一八八四）一月に、市場營業人（藩政期で言うところの魚糶場請負人）と殖生浦漁人惣代中の間で交わされたものである。以下、その全文を掲げる。

定約証書

第一条 市場請負年限ノ義ハ先六ヶ年ト相定、波戸負債金弁償ヲ終サレハ年限相増可申、尤年限中ト雖トモ負債金償却ノ上ハ、其年限内更ニ定約取消可申候事

第二条 売揚高十分ノ一、一時市場へ預ケ置、左之割合ヲ以テ配賦スルモノトス

一時預リ口銭ノ内百分ノ三三市場税金其外トシテ營業者ヨリ上納スルモノトス

前同上口銭ノ内百分ノ二波戸負債金へ償却ス、盆暮兩度營業者・浦方一同債主へ罷出相納ムヘキ事

前同上口銭ノ内百分ノ一二浦方立戻シ金トシテ盆暮兩度払渡

スモノトス

前同上口銭ノ内百分ノ三五市場營業者ノ得益トス

第三条 浦方立戻金配賦ノ義ハ、各自日々水揚帳ノ前ヲ以テ營業者ニ於テ計算シ、直ニ返賦スルモノトス

第四条 浦方資本金トシテ漁船壹艘ニ付金式円宛貸与シタル金員ハ、本年二月ヨリ九月迄月別壹艘ニ付三拾錢宛、捕魚売却代金ノ内ヲ以テ營業者ヘ払渡スモノトス

第五条 市場開閉時限ハ毎日兩度午前七時ヨリ八時迄、十時ヨリ十一時迄ヲ以テス

第六条 捕魚売却方ハ、年中棚糶トシ、売捌代金ハ市場營業者請取、漁夫ヘ払渡スモノトス

第七条 漁夫ヨリ魚貝類ヲ直売スルヲ不許、必市場ヘ持出シ營業者ヘ売却ヲ依託スルモノトス

第八条 抜売シタル者発見セシ時ハ其筋ヘ届出、脱税者ト見ナシ官ノ御処分ヲ仰クヘシ、其手数諸入費ハ脱税者ノ負担タルベシ

第九条 他所ヨリ持来ル魚類ハ二月十五日ヨリ十月廿九日迄ハ市場ニ於テ取扱ヲセズ、十一月一日ヨリ翌年二月十四日迄ハ市場法ヲ以テ売却スルモ差支リ無之候事

前条々定約取結ヒタル上ハ決テ違背致間敷、万一不正ノ所業於有之ハ其筋ノ御処分ヲ仰クヘキ、依テ後年正直ヲ証スル為メ署名捺印スルモノ也

明治十七年

厚狭郡殖生村市場營業人

一月

士野泰輔

殖生浦漁人惣代

喜代浜重蔵

三嶋市郎兵衛

吉本要右衛門

保証人

清中清七

河崎伝二郎

松本徳左衛門

この定約証書は、近世期の殖生浦の魚糶場の性格を見る上で、非常に興味深い情報を提供してくれる。まず第一条では、この時の魚市場請負年限が六年間と定められているが、「波戸負債金弁償」次第では、契約年限の延長もしくは短縮もある事が決められている。波戸負債弁償金とは、殖生浦による波戸築造（港湾整備）の際に融資を受けた債主へ借金を償還することを指す。第二条によれば、魚市場營業者は、漁獲物売上高の一〇%を口銭として預かるが、そのうち二%は波戸負債金償却に充当される契約であった。これは先の文政三年の沙汰書に見えた浦手への助銀に相当するものと見てよい。この償還の遅速によって請負年限も変更されることを考えれば、この契約の主導権が漁民の側にあつた事は明らかである。う。

第二条に戻つて一〇%の口銭の内訳を見れば、三・三%は税金、二%が先述の波戸負債金償還、一・二%が浦方立戻金、そして三%

が営業者の利益金と定められている。税金や波戸負債金は、殖生浦の漁獲高に応じて魚市場営業人が取りまとめることで、徴税・集金の利便性を高める効果があった。また、浦方立戻金は、徴収した口銭の一部を漁民に返却するものである。本来は、この部分から仕入前貸の清算を行い、残余を個々の漁民に割り戻す性格のものであったと考えられるが、第三条に記載されるように、この時期には漁民に対する配当金の様な性格に変化している。

第四条によれば、魚市場営業人は、浦方資本金という名目で漁船一艘につき金二円を前貸しているが、これが仕入に該当するものである。その清算は、二月から九月までの八ヶ月間、漁船一艘につき毎月三〇銭宛を漁獲物売却代金から差引いて営業人へ払い渡す取り決めであった。これだと二円の前貸に対して二円四〇銭を清算する計算になるから、利子が付いていたと見るべきであろう。なお、これ以外の仕入、特に近世期に確認された飯米仕入に関しては、この契約書に見えないので、この時期にどうなっていたかは不明である。

第五条・第六条では、当時の魚市場の開設時間、糶売の形態などが記載されるが、第六条に見える「棚(店)糶」については、「市場ニテ糶売ノ仕方及計算ノ始末」という設問に、「糶売ノ仕方ハ、契約書ニハ棚糶ト記載シタレトモ有名無実ニシテ、実際ハ平糶ト唱へ、漁船帰着次第浜辺ニ魚類ヲ陣列シ各勝手ニ売却シ、売揚高ヲ市場へ報告スルノ法ナリ」と回答している。実際には棚糶ではなく、

漁船が漁から帰るごとに浜辺で糶を行う「平糶」であった。「各々が勝手に売却し、売上高を市場営業人へ報告する」という形態は、漁民側の主導権が強かった事をうかがわせる。

ただ、第七条・八条に見えるように、漁民の直売は厳禁され、抜け売りを行った者は脱税者として処罰されることになっていた。それが遵守されたかどうかは定かではないが、漁獲物売却は必ず魚市場を通すというのが、時代は変わってもやはり大原則であった。

第九条は、殖生浦漁民以外の他所漁民が持ち込む漁獲物の取り扱いに関する規定である。二月十五日から十月二十九日までは一切取り扱わず、それ以外の期間であれば取り扱うというのは、先述した殖生浦の漁期と関係している。明治十年代においても、殖生浦は十一月から二月十四日までが漁閑期(休漁期)であり、この時期であれば他浦からの魚の持込を認めるが、漁期中はそれを一切排除する方針だったのである。

最後に、この殖生浦「魚市場現行業務及旧慣等御届」には、明治十三年から十七年までの五年分の税額、漁獲物水揚高の報告が記載されている。この時期の殖生浦の漁勢をうかがう参考として、以下にこれを掲げておく。

○明治十三年ヨリ同十七年迄五ヶ年間々税金額

右五ヶ年間税額ハ、記録紛失ニ付明瞭ニ相分不申、市場関係ノ者取調候処、十三年ヨリ十六年迄ハ凡百円内外ノ税額ニテ、十七年分六拾九円三拾九銭也

○明治十三年ヨリ同十七年迄五ヶ年間年々揚り高

右五ヶ年間揚り高ハ、前条税額ト同敷諸帳簿更ニ保存不致候間
明瞭ニ不相分候得共、十三年ヨリ十六年迄ハ凡三千円内外ニテ、
十七年ハ式千三百拾三円也

五、おわりに

以上、本稿では埴生浦の魚糶場と仕入について考察してきたが、その特徴について、長門国日本海地域の引船制度（阿武郡江崎浦の事例を中心とする）と比較しながらまとめておきたい。

まずはじめに指摘したいのが、魚市場と漁民の関係性である。埴生浦の魚糶場は、入札による請負制であり、請負年限も数年という流動的な形態であった。このため、埴生浦の魚糶場請負人と漁民の関係は相対的であり、時限的な契約関係に近いものになりやすかった。これに対して、引船制度では、問屋と漁民の関係は、前者が後者の戸籍を管理して世襲的・固定的に支配・扶助するという一種の主従関係に近いものであった。ゆえに、引船制度では魚市場と漁民の関係は強固であったが、逆に埴生浦の魚糶場請負制は緩やかな関係にならざるを得なかった。

こうした魚市場と漁民の度合いを規定するのが、仕入の在り方である。今回の埴生浦の分析では、魚糶場請負人が漁民に対する仕入を行っていた事実が確認できた。近世期には漁閑期の越年米と思われる無利貸米、明治初年には漁船ごと前貸された浦方資本

金がそれである。しかし、これらの仕入は、漁業の再生産に対してほんの一部を補填しているに過ぎず、漁民の仕入に対する依存度は低い。これに対して引船制度の場合は、漁船の新造経費のほか、漁具・釣餌に至るまで、漁業の必要経費全般を無利子で前貸していた。さらに、漁閑期の越年米、不漁期の飯米など、漁民の家族を含めて全般的に扶養するのが引船制度の仕入であった。この全面的な仕入こそ、引船制度における魚市場と漁民の緊密な関係を生む源であり、逆に埴生浦のような限定的仕入では、両者の関係性が希薄のものとなるのは当然の帰結であった。

以上のような漁民の仕入に対する依存度の違いはなぜ生じたのだろうか。これはまさに、日本海と瀬戸内海という二つの海域における商品経済発展度の差と見るべきである。一般に萩藩領では、日本海地域に比して瀬戸内海地域の方が商品経済の発展が著しかったといわれる。その瀬戸内海地域に属する埴生浦は、近在の流通拠点である下関に近く、なおかつ山陽道の宿場町である厚狭市・吉田市を後背地に控え、古来より漁獲物の販路に恵まれていた。特に吉田宰判には梶浦と埴生浦しか浦方が存在しなかったこともあり、内陸部諸村への魚類供給も盛んであったはずである。こうした好条件から、埴生浦では比較的自立的な漁業経営が可能であり、日本海地域のよくな全面的な仕入への依存を必要としなかったのであろう。

とはいっても、瀬戸内海地域の埴生浦漁民は、全く仕入に依存していなかったわけではない。特に冬季に漁閑期の飯米確保は重要な

課題でもあり、一定度の仕入は必要としていた。魚市場を浦方内部に設け、漁獲物販売や代金回収の利便性を向上させ、なおかつ浦方経済の補助を図るというのが、殖生浦魚糶場設置の最大の目的であったのは事実だが、一方で、仕入という漁業金融を確保する意義も決して少なくはなかった。依存度に差異はあるとはいえ、瀬戸内海地域の漁業編成においても、仕入はある程度の重要性を持つていたのは間違いない。

なお、以上の考察は、殖生浦という瀬戸内海地域の一漁村の事例に過ぎず、これをもって瀬戸内海地域における仕入と魚市場の地域類型を規定することはできない。今後も瀬戸内海地域の諸浦における仕入と魚市場の実態解明を進め、その地域類型の析出に努めることを課題としたい。

【註】

(1) 近世漁業における「仕入」に関しては、古くは二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』第二章「水産物流通の発展と問屋資本の運動法則」（お茶の水書房、一九六二年）、近年では後藤雅知『近世漁業社会構造の研究』第一部「漁獲物の流通と請浦」（山川出版社、二〇〇一年）などの研究があるが、多くは都市への漁獲物集荷や流通掌握という観点から、漁村外部の問屋資本による仕入の分析が中心である。これに対して本稿では、漁村内部において漁民に対し直接行われる「仕入」の局面に着目し、漁

業の再生産構造と漁民の存在形態について考察しようとするものである。

(2) 引船制度に関しては、古くは大正期に楠美一陽『山口県豊浦郡水産史』（一九一五年、一九八〇年にマツノ書店より復刻）が豊浦郡漁業の特徴として見出ししており、近年では伊藤彰「長門江崎浦中野清巳談話（二）」（梅光女学院大学『地域文化研究』一四号、一九九九年）がある。特に伊藤の研究は、聞き調査などの民俗学的考察もふまえ、近代以降に引船制度が解体していく過程までを詳述しており、参考にすべき点が多い。

(3) 筆者はこれまでに、拙稿「長門北浦「引船制度」に関する覚書」（『やまぐち学の構築』創刊号、二〇〇五年）および『山口県史・史料編・近世4』解説（山口県、二〇〇八年）において、長門国阿武郡江崎浦の引船制度の概要を紹介している。また、拙稿「近世長門における対馬出漁とその特徴」（科学研究費補助金報告書『近世西日本地域における他国出漁史の研究』所収、二〇〇四年）では、同国豊浦郡諸浦の引船問屋が仕入によって対馬出漁船団を編成し、その漁獲物流通を掌握していた事例を明らかにしている。なお、江崎浦の引船制度に関しては、現在、詳細な分析を進めており、近く公表予定である。

(4) 宮本常一『瀬戸内海の研究』（未來社、一九六五年）六一六頁および伊藤彰前掲論文。

(5) 伊藤彰前掲論文。

- (6) 「殖生」は、史料上、「土生」や「埴生」などと表記される場合があるが、本稿では全て「殖生」に統一した。
- (7) 県庁伝来旧藩記録二八二「長門三井但馬・蔵田与三兵衛検見帳」(山口県文書館所蔵)。
- (8) 県庁伝来旧藩記録二八四「長門寛永式年坪付帳」(山口県文書館所蔵)。
- (9) 貞享検地の浦石は、享保四年(一七一九) 舸子役割符「覚」(山口県文書館編『山口県史料 近世編法制上』一九七六年、六九二～七〇四頁) による。原史料は毛利家文庫・法令一三五「諸御書付二十八冊」二四(山口県文書館所蔵)。
- (10) 『防長地下上申』第三卷(山口県地方史学会、一九七九年)所収。
- (11) 『防長風土注進案』十六卷吉田宰判(山口県文書館、一九六一年)所収。
- (12) ただし、明治二十六年「旧藩漁業制度取調書」(山口県庁文書・戦前A農業五〇六、山口県文書館所蔵)の殖生浦の上申によれば、「東ハ本山鼻ヨリ西ハ彦島周囲ノ海面ニ於テ漁業ヲナスベキ権」が殖生浦に付与されていたという。しかしこれだと、東隣の梶浦や長府藩領の漁場を侵害する事になってしまい、疑問である。明治二十六年頃の主張であるから、近世期の実態と即断するのは避けたいと思う。
- (13) 春定は、萩藩における定免法による年貢割り付けを指す用語だが、ここでは年頭の漁業取り決めの意味で用いられている。
- (14) 前掲「旧藩漁業制度取調書」。ただし、明治期の筆写史料であるから、史料としての質にはやや難がある。
- (15) 前掲「旧藩漁業制度取調書」。
- (16) 前掲『防長地下上申』第三卷所収。
- (17) 前掲『防長風土注進案』十六卷「末益村」。
- (18) 河崎家文書六八四「厚狭市・吉田市魚問屋御証拋物」(山口県文書館所蔵)。河崎家は吉田宰判大嶺村西分の四郎ヶ原宿の豪農で、幕末期に吉田宰判大庄屋を勤めた関係から、この史料が伝存している。なお、吉田市の魚問屋に関する願書も含まれるが、虫損が激しく閲覧不能のため、厚狭市の願書のみを取り上げる。
- (19) 「御書付其外後規要集」十八(山口県文書館編『山口県史料 近世編法制下』一九七七年、五一九～二〇頁)。原史料は毛利家文庫・法令一五九「御書付其外後規要集」(山口県文書館所蔵)。
- (20) 県庁伝来旧藩記録・宰判本控八三「吉田宰判本控」(山口県文書館所蔵)。
- (21) 前掲・河崎家文書六八五。なお、近世の史料では「糶(せり)」の字を「糶(かいよね)」と誤用する場合が少なくない。本稿では、史料上の「糶」は原文のままとし、本文では「糶」を用いた。
- (22) 前掲・河崎家文書八一七「殖生浦魚糶場御運上請負方同村要蔵質物証文」。
- (23) 瀬戸内海地域では、こうした魚糶場・魚問屋を村外の者が請

け負う事例も見られた。そうした場合、請負人の性格や漁民との関係も異なったものになる。

(24) 山口県庁文書・戦前A農業五一〇、山口県文書館所蔵。

【付記】 本稿は平成二二〜二四年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「仕入と魚市場を指標に見る近世漁村の内部構造と地域類型に関する研究」(研究代表者・木部和昭、課題番号二二五二〇六七四)の研究成果の一部である。